

令和元年度 東京都入札監視委員会 第2回 制度部会

令和2年2月13日(木)

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

【新田見契約調整担当部長】 それでは、これより令和元年度東京都入札監視委員会第2回制度部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は本日進行を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の新田見でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、東京都の入札・契約の制度について、ご審議をお願いいたします。委員の皆様には、それぞれのご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、公正性、透明性の確保の確保された入札・契約手続の構築にお力添えをいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者についてでございますが、お手元の資料1ページ目のおりでございます。

次に、定足数のご報告でございますが、当制度部会は現在4名の委員によって構成されておまして、東京都入札監視委員会設置要綱に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができないことになっておりますが、本日は4名の委員の皆様全員にご出席いただいておりますので、部会は有効に成立しております。

それでは早速、ここから本日の議事に移りたいと思っております。議事の進行役につきましては、堀田部会長をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(異議等なし)

【新田見契約調整担当部長】 それでは、堀田部会長、よろしく願いいたします。

【堀田部会長】 部会長を務めます堀田でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 契約調達担当課長の荒山でございます。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第2号に基づく入札・契約制度の審議となります。議題、議案は2つでございます。

まず、議案(1)の設計等委託における最低制限価格制度の試行につきまして、まずこちらのほうをご説明させていただきます。

それから、議案(2)の工事における総合評価方式のあり方について、一部見直しにつきましては、工事の総合評価方式のあり方をさまざまな視点から検討し、一部、価格点の考え方などを見直すことを検討いたしましたので、そちらについて、ご説明させていただきます。

続きまして、本日お手元配付の資料につきまして、念のため確認させていただきます。

本日の議案（１）及び（２）につきましては、資料をお手元に配付させていただいております。令和元年度東京都入札監視委員会第２回制度部会と書かれた資料になります。このほか、机上には、白い冊子で東京都契約関係規程集、続きまして、緑色のファイルで入札監視委員会関係規定集というものをご用意しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

【新田見契約調整担当部長】 それでは堀田部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【堀田部会長】 それでは、議事に沿って進めさせていただきます。

それではまず、議案（１）の設計等委託における最低制限価格制度の試行について、審議を始めます。審議に先立ち、事務局からご説明をお願いいたします。

【岡村契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の岡村でございます。私から、それではご説明申し上げます。

まず、資料の３ページをごらんください。

設計等委託における最低制限価格制度の試行についてというところで、導入の背景ですとか適用対象、それから今後の予定等について、ご説明させていただきます。

まず、導入の背景からご説明いたします。

都有施設を将来に渡って適切に整備するためには、工事の品質を高めることはもちろんですが、その川上に位置する設計等委託の品質を高めることも必要でございます。

平成３０年３月の東京都入札監視委員会の「入札契約制度に係る検証結果報告書」、こちらにおきましても設計の質を高める取組の有効性について、言及されております。

抜粋の部分でございますけれども、今後の検討課題の部分で、予定価格の妥当性を検証する仕組みといたしまして、「予定価格の適正性を高めるためには、現在、都の職員による設計ではなく、委託による設計が主となっていることから、設計委託の業務の質を高める取組も有効である。」といった内容でございます。

次に、昨年度の制度部会でも設計等委託における品質確保の取組内容といたしまして報告しておりますが、そちらが表の太字部分に示しているところでございます。

総合評価方式につきましては、従前は建設局のみであったものを、今年度におきましては全庁に導入いたしました。また、予定価格の事後公表におきましても、従前は非公表であったものを、今年度から全庁で導入いたしましたところでございます。

一方で、競争入札案件などで落札率が著しく低い案件があった場合には、適切な履行に支障を来し、品質の低下になる恐れがあるとともに、受託者の経営圧迫や従事者へのしわ寄せに繋がりがやすく、ひいては将来の担い手確保や育成を困難にする恐れがあるというところでございます。

それでは、おめくりいただきまして４ページをごらんください。

このような状況の中、昨年の令和元年6月に「公共工事の品質確保に関する法律」が改正されまして設計等委託についても対象として広く位置付けられたところでございます。

具体的には、点線の記載になります、囲みの記載のところでございますけれども、発注者の責務として、法の第7条の第1項でございますけれども、発注者は、現在及び将来の品質の確保がなされるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、次に定めるところによる等適切に実施しなければならないとの記載がされております。

また、第四号においても、その請負代金の額によっては公共工事等、今回は「等」が新たに追加されまして、設計等委託が含まれたところでございますけれども、これらの適正な実施が通常見込まれない契約締結を防止するため、その入札金額によっては当該工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となる恐れがあると認められる場合の基準、こちらは低入札価格調査のことでございます、又は最低制限価格の設定その他必要な措置を講じることとの規定がなされました。

これによって、設計等委託におきましても、ダンピング受注の防止を講ずることが発注者の責務として位置づけられたところでございます。

このような背景から、ダンピング受注を防止するとともに、設計等委託の品質確保や向上及び将来の担い手確保や育成に資することを目的といたしまして、最低制限価格制度の導入を検討するところでございます。

1ページおめくりいただきまして、5ページをごらんください。

では、どのような案件が対象になるのかということについて、説明を申し上げます。

対象案件につきましては、競争入札案件のうち、法令等によって適用に馴染まないWTO案件、それから総合評価方式、それから単価契約案件、こちらを除いた案件に適用してまいりたいと考えております。

続いて、下の表でございますけれども、こちらは平成30年の適用案件のうち、知事部局契約実績をお示したものでございます。右下を見ていただきますと、こちらが総数となっておりまして、1,135件となっております。

1枚おめくりいただきまして、6ページをごらんください。

次に、最低制限価格の算定基準の案について、ご説明いたします。

この算定基準は予定価格の算出に用いる積算基準に応じまして、予定価格を構成する各項目を用いて設定いたします。具体的には、下の表に示しておりますアからエの建築設計、土木設計、測量、地質調査、こちらの4種類の算定基準を考えております。

最低制限価格につきましては、表の①から④、こちらの項目を足し合わせたものとなっております。この基準につきましては国の算定基準に準拠したものとなっております。

最後に、今後の予定についてでございますけれども、来年度令和2年度に、財務局契約の一部の案件で試行を開始したいと考えております。その試行を通じて課題等を洗い出し

ながら、順次試行の範囲を拡大していきたいと思っている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様よりご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

お願いいたします。

【原澤委員】 お伺いします。最低制限がないということは、一番低い価格の業者が落札しているということかと思いますが、それによって、過去に技術的な問題が生じたことがあったかをお伺いします。

【事務局】 事務局です。

具体的にどういうことがあったというのは、ちょっと今申し上げる材料がありませんが落札率が著しく低いものも、確かに東京都の入札の中ではありまして、そうしますと、具体的な案件というわけではないんですけども、やはり我々が、発注者側で必要と考える人工といいますか、適切に配置していただけないですとか、場合によっては働いているんだけど、それだけのお金が行き渡らないことでモチベーションみたいなものが下がったりということもあるのかなと思います。それが品質低下につながっていくのかなと思っております。

私も現場にいたことがあるんですけども、やはり、低い価格で落札された場合になかなか、発注した業務だけに従事してもらっただけでは経営が成り立たないということもあって、ほかの案件もとりながら業務を進めていくみたいなことも中にはあったりして、品質に影響していると感じられるものもあったかなというふうに思います。ちょっとお答えになっていないかもしれないんですけど。

【堀田部会長】 よろしいでしょうか。

お願いいたします。

【仲田委員】 質問というよりもコメントなんですけど。

本来は、設計業務そのものが都職員によってなされるというのであれば特に問題なかったんですけども、やはり委託が中心だということで、やっぱりこれも今の入札監視、入札制度の改革の中で扱いましょうということで、網がかかったということは非常に結構なことだと思っております。こういう方向で進めていただければありがたいと思っております。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

斉藤委員。

【斉藤委員】 それでは、伺いたいと思います。

設計等委託における最低制限価格制度を新たに試行するということですが、適用対象としては全てに適用するわけですか。それとも、法令等によってなじまないWTO案件、総合評価方式案件及び単価契約案件を除くとありますが、これらを除いて、さらにそのなか

ら選別して適用するという趣旨でしょうか。

【岡村契約調整技術担当課長】 基本的には競争案件のうち、先ほど適用対象のところでお話をさせていただきましたWTO対象案件につきましては特例政令で適用が、最低制限が用いられませんので、除きます。また、総合評価方式、こちらについても低入札価格調査が原則ですので、こちらも除かせていただきます。単価契約の案件につきましても、実際に最低制限価格の算定式が適用できませんので、こちらも除かせていただいている。それ以外の案件ということでございます。

【斉藤委員】 可能性としては競争入札案件の全てが対象となるわけですか。

【荒山契約調整担当課長】 補足させていただきます。

将来的には先ほど申し上げましたように全局に展開していこうということを考えておりますけれども、まずは試行というところで、財務局契約案件の一部ということを考えております。ですので、まず最初のスタートは、今申し上げた競争案件の中で、先ほどのWTO云々を除外したもの、その中で財務局契約案件の中から、さらにマッチしそうな案件を選んで、まずは導入していこうというところでございます。

【斉藤委員】 これに関して、「改正する」というのは財務規則のようなものを改正するのでしょうか、あるいは、何かのガイドラインを変えるのでしょうか。

【事務局】 何か、もとある規則を変えとかではなくて、新たにルールをつくらせてルールを制定するというイメージです。何かを改正というよりは制定というイメージです。

【荒山契約調整担当課長】 工事に関しては総合評価に関する要綱等をつくりまして、ガイドラインのようなものをつくらせて進めておりますので、それと同じようなレベル感の設計等に関するものを新たに策定して進めていくということでございます。

【斉藤委員】 細かいことを申し上げて恐縮ですが、4ページの品確法の7条の四号を見ますと、「適正な実施が通常見込まれない契約である恐れがあると認められる場合」となっています。「恐れがある」ということであれば、逆に「恐れがない場合」もありえるので、全ての案件に設けるということと、齟齬が生じる懸念がありますが、それはどうなるのでしょうか。

【岡村契約調整技術担当課長】 この「契約となる恐れがあると認められる」というのは、低入札価格調査のことを意味しておりますので、こその恐れがあるかどうかを調査するという意味で記載されているということです。

【斉藤委員】 わかりました。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

ただいまご質問の点は、品確法の第7条1項四号の下線部のところですが、翻訳しますと、「低入札調査基準又は最低制限価格」ということで、今回、東京都さんは両方可能性があるうちの低入札調査基準価格ではなくて最低制限価格を設定する、そういうご提案というふうに承知してはおりますけれども、ちょっとご説明の中になかったので、低入札

調査基準価格ではなくて最低制限価格制度を導入することの理由について、少しご説明いただければと思います。

【岡村契約調整技術担当課長】 低入札価格調査制度を導入しないというわけではなくて、まずは最低制限価格の試行を開始したいと考えております。補足いたしますと、厳格な低入調査を運用するためには、受発注者にとってもかなりの負担を要します。東京都いたしましても、これを運用することに対しましては結構、体制的に大きな課題があるという認識をしておりますので、そういった観点も含めまして、まずは最低制限価格から試行を開始したいというふうに考えてございます。

【堀田部会長】 試行としてということですね。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

すみません。そうしましたら、少し関連する点ですけれども、資料の6ページになりますが、最低制限価格を算定する式がございまして、こちらについては国の算定基準に準拠しているということでご説明がございました。実際、水準が適正かどうか、適当な水準かどうかということが1つの論点かというふうに思いますけれども、そこで国の算定基準に準拠したわけですが、1つには、国の場合、これを最低制限価格として運用しているのかどうかについてのご説明を少しいただけますでしょうか。先ほどの繰り返しになりますが、低入札調査基準価格として運用しているものと、最低制限価格として運用しているものと、可能性としては両方あり得るわけですけれども、国の場合はどうかということ、まず少し教えていただければと思いますが。

【岡村契約調整技術担当課長】 国につきましては法令上、最低制限価格というのを適用できないと聞いておりますので、低入札価格調査制度で適用しているという理解です。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

ですので式は同じ式を使うんですが、これを最低制限価格として用いようという、そういうご提案だということですか。

【岡村契約調整技術担当課長】 そういうことです。

【堀田部会長】 ということは、その結果、及ぼす効果についても、国とは、もしかすると異なるかもしれない可能性があるわけですけれども、それについてはいかがでしょうか。

【岡村契約調整技術担当課長】 ご質問は多分、低入調査と最低制限価格の式を一緒に用いて妥当なのかというご質問かと思っておりますけれども、工事についてもそうでございますが、国からは、国の算定式を踏まえまして調査基準価格の設定ですとか最低制限価格、こちらを適切に設定してダンピング対策を図るような要請を受けているところでございます。

東京都に限らず、他の自治体におきましても、国の算定式に準拠しているところが大半であるというふうに認識しております。こうしたことから、東京都だけ算定式を変えて、周辺自治体と別の水準を用いるということの理屈が難しいというふうに我々は考えております。他の自治体と同様、予定価格の積算につきましても国に準拠しているということも

ございますので、まずは国の算定式に準拠して運用してまいりたいというふうに考えてございます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いいたします。

【原澤委員】 今のお話に引き続いてなのですが、国が低入札調査基準価格の算定基準として使っているものを、東京都が最低制限価格の算定基準として使うということは、ダンピング防止の観点でいえば、東京都のほうが安全サイドに立っていると考えられます。一方で、国だと、この算定基準より安くても技術的に問題がなければ通るものを、東京都の場合は、それより安い場合には、たとえ技術的に問題がなくても問答無用で切られてしまう。つまり、もうちょっと安くできたものに高額を払っているということになります。低入札調査となれば、調査する手間や費用もかかりますから、どちらがコスト面で得かというのは一概には言えませんが、その点に関しては、既にご検討はされているのでしょうか。

【岡村契約調整技術担当課長】 また繰り返しの回答になってしまうんですけども、低入札調査をしないというわけではなくて、低入札調査を運用するためには、やっぱり受発注者にとって、かなりの負担があるというふうに考えておまして、東京都は大きな組織でございますので、統一的な運用をしていくには時間がかかるという認識でございますので、まずはそういった観点から最低制限価格を導入したいというふうに考えてございます。

【堀田部会長】 非常に重要な論点だというふうに思いますけれども、原澤委員の最初のご質問にも関係すると思うんですが、今回、この6ページの最低制限価格の式で運用した場合、実際に最低制限価格を下回ってしまうであろうというような、そういう契約が今、現に行われているという現状があるわけです。原澤委員の最初のご質問は、そういった基準を下回るような価格で契約された場合、何か具体的な問題が生じたのでしょうかということで、そういった整理を具体的な事例についてはされていないというご回答でしたけれども、そういった調査がされなかったとしても、今、現に最低制限価格を下回る契約が何%ぐらいあるのか、件数がどのぐらいあるのかといったことについて、現状、もしお持ちでしたら教えていただきたいんですけども。

【荒山契約調整担当課長】 最低制限価格制度のこちらのほうの式につきましては、あくまでも①②③④ということで、直接人件費、特別経費云々というのがありますけれども、案件別で、ここに入ってきますので、一律に、最低制限価格制度を導入すると何%ぐらいが予定価格に対する最低制限価格のラインになるかというのは、一律にはちょっと申し上げられないというところで、まずそれを、それより下回るかどうかの検証ということ自体もなかなか難しいというのがあります。ただし、今年度から予定価格を事後公表にしたというところがございます。これは最低制限価格制度を来年度に導入していこうということに向けて、ステップとして今年度から予定価格を事後公表にしたわけですが、事後公表した案件についての平均的な落札率につきましては、全体として大体65%ぐら

いというふうに我々のほうでは把握しておりますので、それがまた上下していくというような動きになってくるだろうというふうには考えております。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問、ご意見等がないようでしたら、ただいまのご提案、検討の方向性につきまして、このまま進めていただくということでお認めいただけますでしょうか。（異議等なし）

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、ご説明のあった内容で、引き続きご検討を進めていただくということで、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

続きまして、議案（２）の工事における総合評価方式のあり方について（一部見直し）について、審議を始めたいと思います。審議に先立ちまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【岡村契約調整技術担当課長】 引き続きまして、私、契約調整技術担当課長の岡村より、ご説明させていただきたいと思います。

資料の 7 ページをお開きください。

工事における総合評価方式のあり方について（一部見直し）についてでございます。

今回、総合評価方式におきましては、現状と課題を踏まえまして、一部見直しを行うことを今検討してございます。その考え方につきまして、今回説明させていただき、ご意見を頂戴できたらと思っております。それでは早速、説明させていただきます。

まず、現状のところでございますけれども、東京都におきましては、工事の品質確保のために 4 つのタイプの総合評価方式を採用しているところでございます。括弧に記載のとおりでございます。それから、技術力も評価する総合評価方式の案件の工事成績評価におきましては、価格競争のみの案件に比べて 2.5 点ほど高い傾向となっております。

続きまして、地方自治法の施行令上は、総合評価方式には最低制限価格の設定ができないこととなっておりますので、ダンピング対策は低入札価格調査制度を活用することで厳格に実施しているところでございます。現行の制度では、受発注者の事務負担等を踏まえまして、低い価格帯の案件では失格基準と調査基準とを同額に設定し、一律に低価格入札を排除しております。

図表 1 の左側をごらんください。

現行の制度では、予定価格が括弧内に記載されている低価格帯の案件につきましては、調査基準価格と失格基準が同一となっておりますので、調査基準価格を下回れば即失格となります。

次に、価格点と技術点を合わせた評価値が高い入札者であっても、入札価格が調査基準価格を 1 円でも下回れば即失格となるために、価格と技術力を総合的に評価するといった

総合評価方式の趣旨が十分に生かされていないのではとの指摘を受けております。

右下、今度は図表2をごらんください。

こちらは平成30年の実際の落札事例を示したものでございます。こちらの案件では、A社とB社の技術点が高いにもかかわらず、入札額が調査基準価格をわずかに下回ったために失格となっております。一方、C社におきましては技術点が低い状況にございますけれども、他の者が失格となる中、調査基準価格を下回っていなかったために落札者となっております。

文章に戻りますけれども、こういった状況の中、また国からも、失格基準を設定する場合には、調査基準価格との間に適切な幅を設けて、総合評価方式の趣旨である評価値が最も有利な者が排除されないような制度にするよう、要請を受けております。

今度は図表1の右側をごらんください。

こちらが調査基準価格と失格基準価格との間に幅を設定した場合のイメージになります。この幅の間では低入札価格調査となります。

次に、見直しに伴う課題についてでございます。

こういった背景のもと、見直しを検討することとなりましたが、現行の制度のまま、調査基準価格と失格基準価格との間に幅を設けてしまうと、低入札価格調査となる案件が増加をし、受発注者ともに事務負担が増大してまいります。これによって、受注者にとっては入札参加意欲が減退する恐れがあります。結果として、競争性の低下にもつながりかねません。また、発注者も総合評価方式での発注を躊躇するといった恐れが生じます。このような課題を踏まえまして、単純に低入札調査の失格基準をどうするかということではなく、総合評価のあり方をさまざまな観点から検討いたしました。

検討のポイント、囲みのところでございますけれども、まず、品質確保に寄与する総合評価方式は、積極的に活用すること。

次に、現状と同等のダンピング対策の徹底は大前提であること。

また、ダンピング対策に係る事務負担を軽減し、受発注者双方とも総合評価方式を活用しやすい環境の整備を行うこと。

それから、総合評価方式の趣旨である価格と技術力が総合的に優れた入札者が落札者となるルールの徹底をしていくこととでございます。

では、具体的な検討の内容を説明いたします。8ページをごらんください。

総合評価方式の評価値については価格点と技術点との合計でございますが、今回は価格点の評価において、新たな方式を導入することを検討いたしました。

こちらで、参考でございますけれども、10ページをまずごらんください。

こちらは参考として、価格点の新たな評価についての考え方をイメージとしてお示したものでございます。

まず、左側の経済性と右側の履行の確実性との両面から評価を行うこととしており、左の図が経済性を示しており、入札価格が低価格であるほど経済性は遡増していきます。右

側の図が履行の確実性を示しており、入札価格が今度は基準価格を下回ると履行の確実性は遡減していきます。

この経済性と履行の確実性との両方を評価することとし、そういったものを合わせたものを価格点と定義させていただきました。入札価格が基準価格以上、基準価格から左側の場合でございますけれども、こういった場合には履行の確実性は確保されているものと想定し、経済性の視点を重視することとし、入札価格が今度は基準価格未満、基準価格から右側の場合ですけれども、その場合には履行の確実性の視点を重視することといたします。そのために、これらを足し合わせると下の図のようになるというところでございます。

それでは、また8ページに戻っていただけますでしょうか。あわせて、9ページの資料とあわせてごらんいただけますでしょうか。

現行では、8ページのところでございますけれども、低入札ほど価格点が遡増してございます。

こちらは、9ページの一番左側の図の現行の評価の価格点のイメージをごらんください。

今後は履行の確実性と経済性を踏まえまして、入札価格が基準価格、低入札価格調査制度における調査基準にかわるもの、こちらを下回りますと、価格点の優位性がなくなるよう、点数が遡増しない価格点を設定するよういたします。こちらにつきましては、9ページのパターン1、パターン2がその価格式のイメージとなっております。

具体には、現行の調査基準価格に代わる「基準価格」、こちらは現行の調査基準価格の算定式を準用してございますが、こちらを設定いたしまして、入札価格が「基準価格」を下回りますと、今度は価格点が遡増しない、一定または遡減するような価格点を設定いたします。

次に、新たに「基準価格」を下回る「特別基準価格」、こちらは国の特別重点調査の価格式を準用してございますけれども、こちらを設定いたしまして、特別重点価格を下回る入札では価格点を0点といたします。

こちらは、9ページで申し上げますと、パターン1、パターン2の価格式をごらんいただければと思います。

こうした価格点の新たな評価の導入によりまして、意図的な低入札、いわゆるダンピングを抑制できますので、総合評価方式におきましては、事業者の負担に配慮いたしまして、低入札価格調査を必要としない運用に切りかえることができると思っております。

9ページをごらんください。

まず、一番左側の現行の評価をごらんください。

こちらについての考え方についてですけれども、先ほどご説明しましたが、低入札ほど価格点が遡増いたします。

こちらについての考察についてでございますけれども、こちらは低入札ほど価格は遡増することで、意図的な低入札、いわゆるダンピングにつながる可能性があるため、調査基準価格を下回る入札者が、落札候補者となった場合、低入札価格調査を実施しているとこ

ろでございます。

また、調査基準価格を失格基準と同額としており、調査基準価格を下回る入札は即失格というふうにしてございますけれども、これについて、是正が求められているところでございます。

続きまして、次に、見直し案についてでございます。

パターン1、パターン2ともに、先ほど参考で説明したイメージのとおり、経済性と履行の確実性の両方を加味した価格点の設定にしております。

まず、パターン1でございますけれども、こちらは基準価格を下回ると価格点が一定となる考え方で、パターン2については、今度は基準価格を下回ると価格点が逡減するといった考え方となっております。

まず、パターン1をごらんください。

こちらについての考え方についてでございますけれども、まず、基準価格を設定いたしまして、入札価格が基準価格以下の場合、価格点は一定となる考え方でございます。特別重点価格未満は0点となります。

また、基準価格を下回る入札を行っても、低入調査を行わないため、即失格となることもございません。

こちらの考察についてでございますけれども、基準価格以下では、価格点が一定となるため、意図的な低入札、いわゆるダンピングは抑制されます。

また、基準価格を下回る入札におきましても、技術力を含め、総合的に優れた入札者であれば落札できる可能性がございます。

一方で、基準価格未満で特別基準価格までの間での応札におきましては、価格点が一律に高得点となるため、積算しないで応札するような不良業者による入札の恐れがあります。結果として履行の確実性への不安につながるというふうに考えてございます。

また、価格点が同点の可能性が高まりますので、技術点が同じであれば、くじ引きになるため、くじ引き増加の可能性があると考えてございます。

次に、パターン2でございます。

こちらについての考え方でございますけれども、こちらは、まず基準価格を設定いたしまして、入札価格が基準価格を下回ると価格点が逡減する考え方でございます。こちらはパターン1と同様、特別基準価格未満は0点となります。こちらも、基準価格を下回る入札を行っても低入調査を行わないために、即失格となりません。

こちらの考察についてでございますけれども、基準価格未満は価格点が逡減するため、意図的な低入札、いわゆるダンピングはより強く抑制されると考えてございます。また、極端に低い入札の場合、落札するのは困難でございます。さらに、基準価格未満の入札で価格点が逡減するために、十分な積算をした上での入札を促すため、履行の確実性につながるかと考えてございます。

8ページにお戻りください。

囲みの中の米印のところの説明でございます。新たな評価の導入につきましては、施工能力審査型、技術実績評価型、技術力評価型の3つの方式での対象と考えてございます。また、価格競争案件につきましては、これまでどおり低入札調査価格制度、または最低制限価格制度の適用を継続してまいります。

次の米印、今後の検討についてでございますけれども、入札価格が基準価格を下回る場合でも、一律に失格とならず、技術点と合計した評価値が優れていれば、落札候補者となる可能性があります。基準価格を下回る入札を行った落札候補者に対しましては、今度は履行の確実性を確保するといった観点から、何かしらの要件、例えば技術者の増員などを求めることなども検討しているところでございます。

以上で、総合評価のあり方についての説明は終わらせていただきます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【仲田委員】 ありがとうございます。

事務負担の低減、そしてダンピング対策、履行の確実性という3点に照らして改革するという点は結構なことだと思っておりますけれども、そこで質問なんですけど、9ページ目のパターン1と2に関してなんですけど、まずパターン2なんですけども、例えば、これも十分に積算せず高い価格を入れてくる可能性というのはないんですかね。パターン1は積算しない不良業者がいて、安い価格を入れてくる、そういうおそれがあるというんですけど、パターン2においては、むしろ積算せずに基準価格というか、高いレベルの価格を入れてくる可能性はないのかなと、1つ思いました。それが1点。

もう一点は、パターン1について、やはり履行の確実性を担保する仕組みがあるかどうかだと思うんですね。今、最後に一言おっしゃっていたんですけど、技術者の増員とかというお話がありました。むしろ、それも必要かと思うんですけど、例えば保証金を積ませるというやり方はないものだろうか。安い価格を出すことがペナライズされるようなイメージが、私は2に非常に強く感じるんですけど、先ほど言った3つのポイントを生かす意味ではパターン1がいいのかなと思うんですけども、とはいえ、履行の確実性が担保されないのであれば意味がないと思っております。2つの質問をさせていただいた次第です。

【岡村契約調整技術担当課長】 質問ありがとうございます。

まず1点目のパターン2の積算の話でございますけれども、価格を見てくださいと、基準価格時点が最高得点となっておりまして、基準価格を狙わないと、価格点が低減してしまうので、適切な積算をして応札していただかないと高い得点が望めなく、落札候補者となる可能性が落ちていきますので、そういった意味ではパターン2については積算をきちんといただくことで、より基準価格に近い応札行動となり、技術点と合わせた評価値につながるものと考えてございます。

2点目のご質問の履行の確実性の担保というところでございますけれども、先ほど仲田

委員からお話があった契約保証金の割り増しについても、我々としても考えているところ
でございまして、履行の確実性を担保する意味では1つの方策かなと考えてございます。
他の自治体でも実際に契約保証金の割り増しを行っている自治体もございますので、そう
いったご意見も踏まえながら、検討していきたいと思えます。

【堀田部会長】 よろしいでしょうか。

お願いいたします。

【原澤委員】 ありがとうございます。私も一番心配しているのは履行の確実性という
ところなんです。今回の制度は、そもそも基準価格より下だと履行の確実性に問題があること
が前提になっていることがお話から伺えますが、そうすると、そもそも履行の確実性に問
題のある業者に落札できる可能性を残すような制度でいいのかということになります。そ
うであるならば、履行の確実性は低入札調査で調査検討して、その結果ではじくのが妥当
かと思えます。価格点に履行の確実性を入れ込んでしまうと、履行が確実でないところが
落札してしまう危険性がありますので、価格は価格、履行の確実性に問題があれば、点数
云々ではなく落とすべきと思えます。そうすると、パターン2は、基準価格を下回ると履
行の確実性に問題があることが前提のグラフになっているので、おのずとパターン1にな
っていくのではないかと思えます。

今回の価格点の設定は、低入札調査をなるべく行わずに履行の確実性がない者をはじく
ことにあるように思うのですが、低入札調査制度を導入するのであれば、むしろ履行の確
実性を点数に反映する必要はなく、価格点があくまでも価格を重視するようなパターン1
にして、履行の確実性は価格点に反映するのではなく、低入調査で見るのが素直な見方か
なと思えますが、いかがでしょうか。

【荒山契約調整担当課長】 ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり、技術力があるか、ないかというところは、本来であれば低入調査を
行って、きっちりと技術力を見るというのが一番だというのは私どももちろん認識して
おりまして、現在はそういう運用をしているところでございます。

今回、総合評価方式におきましては技術力と、それから価格、その両方で見るという方
式であるという、そういう特性を生かして、低入調査を行うということはかなりの手間に
なっていくですし、統一的な運用を図っていくことの難しさもありますので、そういった
ところも踏まえて、基本的には低入調査を行わない、行わずにダンピング対策を進めてい
きたいと。低入調査を行わないということを大前提とした中で、ダンピング対策もしっか
り行えるということを考えたときに、パターン1とパターン2というのがあるだろうとい
うふうに考えています。ですので、今、先生からご指摘がございましたけれども、パター
ン1におきましても、私どもとしては低入調査をやらないという前提で、パターン1とパ
ターン2を置かせていただいているんですね。

その中で、パターン1のほうが、おっしゃるように、先ほど来お話に出っていますが、コ
ストの面では、パターン1のほうが優位性があるのは間違いないのかなというふうに思っ

ておりますが、ここをパターン1にすると、先ほど考察のところでも下に2つほど、ちょっとデメリット的なものも発生するのではないかとということで、側面として申し上げておりますけれども、基準価格以下の入札、それから特別基準価格までの間での入札に言っていると、価格点が一定でございますので、ある程度、技術力があれば、はっきり申し上げて基準価格から特別基準価格まで、ある程度の率を掛けて、応札されてくる。要するに、きちんとした積算がなされない可能性が高いのではないかと。ないということはない、きちんと積算していただけたらと思っておりますけれども、少なくともパターン2の価格点が逡減するほうよりも、何というんですかね、積算しない業者が入り込みやすいという懸念があるというふうに思っています。そうしますと、履行の確実性がより不安という部分では、パターン1のほうが高いだろうというふうに思っております、そういう意味ではパターン1、パターン2ということでは、パターン1には、そういう側面があるだろうということでございます。

ですので、まず低入調査をやらないことを前提にした中での考えということでございます。

【原澤委員】 ありがとうございます。

【堀田部会長】 お願いします。

【斉藤委員】 ご説明の反復になるかもしれませんが、「基準価格」と「特別基準価格」はそもそも何を意味するのでしょうか。例えば、「基準価格」、これは公表するものですか、しないものですか。

【荒山契約調整担当課長】 基準価格は従前の低入調査の言うところの調査基準価格でございますので、予定価格、算定式は出ておりますけれども、あらかじめ、何%というようなことでの数字は出しません。後で、事後公表という形では出ていく部分、出ていくことは想定してございますけれども、当然、入札の時点では、もちろんそこは非公表という状況の中でございます。

【斉藤委員】 基準価格が価格点の最高得点になるわけですが、基準価格を必ずしも発注者として推奨しているわけではないということですよ。

【荒山契約調整担当課長】 はい。そのとおりでございます。予定価格が私どもの考える積算の基準でございますので、そこよりも低い価格帯であれば基本的にはオーケー、ただ調査基準価格、従前の低入調査における調査基準価格、今回で言うと基準価格ですけれども、これを下回ると確実に品質が落ちるというふうには当然思っていないけれども、落ちる可能性があるということで、可能性のメルクマールの場所ということで置かせていただいているところでございます。

【斉藤委員】 特別基準価格より下は0点になる。これは、失格ではなくて、あくまでも0点ですよ。

【荒山契約調整担当課長】 ここは制度上、私どもは低入札価格調査制度というものがあの中においては、低入札価格調査制度における失格基準というものが定められますので、

それであれば失格となるんですが、パターン1、パターン2につきましては、先ほど来、申し上げているように、まず低入調査をやらないという前提なので、そういう中においては失格基準というものの設定ができないということですので、ここは0点という形を置かせていただいています。

【原澤委員】 繰り返しになってしまっていて恐縮ですが、低入調査をやらないということであれば、パターン2の方が良いのはそのとおりでと思います。しかし、そもそも低入調査をやらないということが大丈夫なのか気になります。失格基準価格と調査基準価格の間に幅を設け、そこを低入調査するという国の指針がある中で、他の自治体より、その大きさからマンパワーもかかり、いろいろ問題はあるかと思いますが、今回の変更で、低入札調査制度を導入したことになるのか気になります。その点はどのようにお考えでしょうか。

【荒山契約調整担当課長】 本来、価格競争のみにつきましては、従前どおり低入調査を行うということを今後もやっていこうと思っていまして、これはあくまでも総合評価案件のみを対象としています。ここは技術力と価格の両方を見るということでございますので、基準価格を少し下回った場合におきましても、技術力のほうがあれば、技術力がある過去の実績などがあるということが前提で、そういった事業者であれば、基準価格を少し下回ったとしても、技術力があるのであれば落札候補者となり得るというような制度設計を考えておりまして。

やっぱり私ども、ダンピングというのは意図的な低入札だというふうに思っていますので、そういう意味で、パターン1であろうがパターン2であろうが、基準価格を超えたときに価格点が遡増していかないというような設定にしておけば、基本的には意図的な低入札をすることのメリットがありませんので、そういった意味では制度上でダンピング対策も図れるのではないかというような考え方で、これを設定させていただいているところでございます。

【原澤委員】 ありがとうございます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

やはりただいまの論点は非常に本質的であるかと思えます。低入札調査基準価格を運用する制度、もう名前がそういうふうになっているわけですから、それで調査をしない運用というのを、現実的な制約からやむを得ないという、そういうご趣旨かというふうに思いますけれども、1つには、とはいっても、例えば技術提案型等、これまでどおり調査を行うという運用をする、そういう事業もあるということと、もう1つは現状のマンパワー等の制約によるものであるというような、そういう前提の上で、現行の制度を改定しないよりは、ご提案の制度のほうが今ある課題を解決し得るというようなことかなというふうに理解いたしますので、ぜひ今後、低入札調査基準に係るような体制ですとか、いろいろな状況も変わり得る可能性があるかと思えますので、そういったことも踏まえながら、本来の制度の趣旨になるべく近づけていただけるような、そういった検討を今後もしていただ

くのが望ましいのかなというふうに考えてございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問、ご意見等がございませんようでしたら、ただいまご説明のあった内容について、ご指摘のあった論点等もございますけれども、そういった点を今後も引き続き検討いただきながら、ご提案の方向性で進めていただければなというふうに、お認めいただけますでしょうか。

(異議等なし)

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議案は全て終了となりますけれども、全体を通して何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

【新田見契約調整担当部長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会は終了させていただきます。委員の皆様方には、長い時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、今後の検討に十分に反映させていただきたいと思っております。今後ともよろしくご指導、ご支援のほど、お願い申し上げます。

この後、16時45分からでございますが、東京電業協会との意見交換会がございますので、委員の皆様におかれましては引き続き、お忙しい中、恐縮でございますが、ご出席いただきまして、よろしくご検討、ご議論のほどをお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

——了——